

春日部市ビジネスサポート応援給付金

(持続化分)

申請要領 (拡充版)

申請期限

持続化分 令和3年2月1日(月)まで

申請方法・提出先

【申請方法】

電子申請又は郵送

【提出先】

●電子申請の場合

市ホームページの電子申請フォームから申請《国の持続化給付金を受給した方》https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18386《国の持続化給付金を受給していない方》https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18385

●郵送の場合

〒344-0061 春日部市粕壁6615-7勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 行

※国の持続化給付金（法人200万円、個人事業者100万円）ではありません。

春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）申請要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少している市内の個人事業者及び、中小企業・小規模事業者（以下「法人」という。）に対し、事業継続の一助としていただくため、給付金を支給します。

※この給付金は、国の持続化給付金（法人 200 万円、個人事業者 100 万円）ではありません。

2. 申請期限

令和 3 年 2 月 1 日（月）まで

※令和 2 年 1 0 月 1 日より支給対象を拡充しました。

3. 対象者

次の条件をすべて満たす個人事業者及び法人が対象となります。

- (1) 個人事業者については、申請時点において市内に主たる事務所又は事業所を有しており、かつ確定申告書B第一表の事業収入が主な収入であること。
- (2) 法人については、中小企業基本法に規定する「中小企業者」であり、かつ市内に本社を有していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 令和 2 年 1 月から 1 2 月までのいずれかの月における売上額が、前年同月の売上額より 2 0 パーセント以上減少していること。
- (5) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び同条第 1 3 項に規定する「接客業務受託営業」を営む個人事業者又は法人
 - ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている法人
 - ・ 政治団体
 - ・ 宗教上の組織又は団体
 - ・ その他本給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業者又は法人

4. 支給額

個人事業者	1 0 万円
法人	2 0 万円

5. 支給回数

1 事業者につき 1 回まで

6. 申請書類

以下の書類を揃えて、申請してください。

【個人事業者（国の持続化給付金を受給した方）】

- (1) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第 1 号）

市ホームページよりダウンロード又は本要領添付の書類をご使用ください。

申請者及び振込口座の名義は、事業主にしてください。 ※記入例参照。

- (2) 本人確認書類の写し（所持人記入欄が設けられており、住所が記載されているものに限る）

①運転免許証、②パスポート、③マイナンバーカード、④健康保険証、
⑤在留カードなど

- (3) 市内に主たる事務所又は事業所を有していることが分かる書類の写し
《青色申告者》

①直近の所得税青色申告決算書（一般用）

《白色申告者》

①直近の収支内訳書（一般用）

※税務署の収受印が押されているもの。

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」も提出。

※新規創業者等は、①の書類に代わり開業届（控え）の写し等を提出

- (4) 国の持続化給付金を受給したことが分かる書類の写し

①持続化給付金の振り込みのお知らせ（通知文等）

②持続化給付金が振り込まれた通帳の該当ページ

- (5) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第 1 号）で記入した振込指定口座の通帳の写し

①通帳の表紙及び通帳を開いた 1・2 ページ目

【個人事業者（国の持続化給付金を受給していない方）】

- (1) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第 1 号）

市ホームページよりダウンロード又は本要領添付の書類をご使用ください。

申請者及び振込口座の名義は、事業主にしてください。 ※記入例参照。

- (2) 本人確認書類の写し（所持人記入欄が設けられており、住所が記載されているものに限る）

①運転免許証、②パスポート、③マイナンバーカード（表面のみ）、④健康保険証、
⑤在留カードなど

- (3) 市内に主たる事務所又は事業所を有していることが分かる書類及び前年同月の売上額が分かる書類の写し

《青色申告者》

- ①直近の確定申告B第一表及び所得税青色申告決算書（一般用）

《白色申告者》

- ①直近の確定申告B第一表及び収支内訳書（一般用）

※税務署の收受印が押されているもの。

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」も提出。

- ②当該前年同月の売上額が分かる帳簿等

※新規創業者等は、①の書類に代わり開業届（控え）の写し等を提出

- (4) 令和2年1月から申請月直近までの売上額が分かる書類の写し

①売上台帳、試算表等

- (5) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第1号）で記入した振込指定口座の通帳の写し

- ①通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目

【法人（国の持続化給付金を受給した方）】

- (1) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第1号）

市ホームページよりダウンロード又は本要領添付の書類をご使用ください。

申請者及び振込口座の名義は、代表者にしてください。 ※記入例参照。

- (2) 法人番号が分かる書類の写し

- ①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）

- ②直近の確定申告に係る法人事業概況説明書

- (3) 国の持続化給付金を受給したことが分かる書類の写し

①持続化給付金の振り込みのお知らせ（通知文等）

②持続化給付金が振り込まれた通帳の該当ページ

- (4) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第1号）で記入した振込指定口座の通帳の写し

- ①通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目

【法人（国の持続化給付金を受給していない方）】

- (1) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第1号）

市ホームページよりダウンロード又は本要領添付の書類をご使用ください。

申請者及び振込口座の名義は、代表者にしてください。 ※記入例参照。

- (2) 法人番号が分かる書類の写し

- ①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）

- ②直近の確定申告に係る法人事業概況説明書

- (3) 市内に本社を有することが分かる書類及び前年同月の売上額が分かる書類の写し
 ①直近の確定申告に係る法人事業概況説明書
 ※税務署の收受印が押されているもの。
 ※e-Tax の場合は「受信通知」も提出。
 ※新規法人設立者等は、①の書類に代わり法人設立以降の売上額が確認できる帳簿等を提出
- (4) 令和2年1月から申請月直近までの売上額が分かる書類の写し
 ①売上台帳、試算表等
- (5) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付申請書兼請求書（様式第1号）で記入した振込指定口座の通帳の写し
 ①通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目

7. 申請方法及び提出先

【申請方法】

電子申請又は郵送

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から、窓口での申請はご遠慮ください。

【提出先】

《電子申請》

市ホームページの電子申請フォームよりお申込みください。

《国の持続化給付金を受給した方》

https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18386

《国の持続化給付金を受給していない方》

https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18385



《郵送》

申請書類を同封のうえ、下記の宛先まで申請してください。

〒344-0061

春日部市粕壁6615-7

勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 行

8. 申請から給付金支給までの流れ

(1) 申請

申請書兼請求書その他必要な書類を添えて、申請期間内に電子申請又は郵送にて申請してください。



(2) 申請書類審査

申請書受付後、市で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



(3) 給付金支給（申請受付から3週間程度）

書類審査で支給が決定された方には、ご指定の口座へ振込の手続きを行います。併せて、春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）交付決定通知書（様式第2号）を送付します。また、不支給となった方には、春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）不交付決定通知書（様式第3号）を送付します。

9. 注意事項

- (1) すでに本給付金の支給を受けた方は申請できません。
- (2) 本給付金を受給後に、給付対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金受給相当額を返還していただきます。
- (3) 給付金の総額が予算額に達した場合は、一旦受付を終了させていただきます。
- (4) 春日部市ビジネスサポート応援給付金（持続化分）の支給を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。
- (5) ご記入いただいた個人情報、本事業に関する以外には使用しません。
- (6) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。

お 問 合 せ

勤労者会館ビジネスサポート応援給付金担当

電 話 048-752-1662

F A X 048-733-3826

メール business.support@city.kasukabe.lg.jp

商工振興課

電 話 048-797-8029

（月曜日～金曜日 8：30～17：15）

※祝日、年末年始を除く